

	(18) 展示施設	展示場、資料館その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(19) 観光施設	展望所、休憩所又は案内所施設（社寺及び史跡を除く。）	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(20) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(21) 自動車車庫	一般の用に供する駐車施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(22) 事務所	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	用途面積が3,000平方メートル以上のもの
	(23) 工場等	工場、研究所、卸売市場その他これらに類する施設	用途面積が3,000平方メートル以上のもの
	(24) 共同住宅	ア 共同住宅 イ 寄宿舍 ウ その他これらに類するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
	(25) 公共交通機関の施設	ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する停車場（建築物に該当するものに限る。） イ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル（建築物に該当するものに限る。） ウ その他これらに類する施設（建築物に該当するものに限る。）	すべてのもの
	(26) 複数構成施設の共用部分	(1)から(25)の項までのうち2以上の項に掲げる施設（以下この表において「構成施設」という。）で構成される施設（共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。）の当該共用部分	構成施設の用途面積に共用部分の面積を加えた面積が3,000平方メートル以上のものの当該共用部分
2	建築物以外の公共交通機関の施設	ア 鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場（建築物に該当するものを除く。） イ 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル（建築物に該当するものを除く。） ウ その他これらに類する施設（建築物に該当するものを除く。）	すべてのもの
3 道 路	(1) 道路法による道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供する道路を除く。）	すべてのもの
	(2) 開発等により整備される道路	ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は附則第4項の規定による許可を受けている開発行為に基づく道路	すべてのもの

		イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路 ウ 岡山県県土保全条例（昭和48年岡山県条例第35号）第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路	
4 公 園	(1) 都市公園等	ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 イ 児童福祉法第40条に規定する児童遊園	すべてのもの
	(2) 自然公園等	ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号に規定する自然公園 イ キャンプ場 ウ 寺社又は史跡で一般の観覧の用に供する施設	すべてのもの
	(3) 開発等により整備される公園	ア 都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園 イ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路 ウ 岡山県県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	用途面積が2,500平方メートル以上のもの
	(4) その他の公園	ア 動物園、植物園 イ その他これらに類する公園、広場又は緑地	用途面積が2,500平方メートル以上のもの
5	路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2項の規定する路外駐車場（都市計画法第4条第2項の都市計画区域内に設置されるもので、駐車料金を徴収するもの（機械式のものを除く。）に限る。）	用途面積が500平方メートル以上のもの

備考 1の部(1)の項から(24)の項まで及び4の部(3)の項及び(4)の項について、1の項において2以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。

別表第2 (第4条関係)

項 目	整 備 基 準	適 用 施 設
1 建築物	(1) 出入口 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 床面は、水平とすること。	建築物
	(2) 敷地内の通路 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。 3 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。 4 直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下この表においてこれらを「道等」という。）又は車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。）に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。 ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。）を設けること。 5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内のを120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。 イ こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合には、8分の1）以下とすること。 ウ 高低差が75センチメートルを超える場合においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 手すりを設けること。 オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。 3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 - ア 幅は、内りを120センチメートル以上とすること。 - イ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。 - ウ 高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 - エ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項5に定める構造とすること。 5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。	建築物
(4) 階段	多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくいものとする。	建築物
(5) 便所	1 多数の者が利用する便所を設ける階（(6)の項に定める構造の便所がある階を除く。2において同じ。）においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すりが配置されている床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。	建築物（共同住宅を除く。）
(6) 車いす使用者用便房	多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車いす使用者	建築物（共同住宅を除く。）